

消食基第 307 号
令和 7 年 5 月 8 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

内閣総理大臣 石破 茂
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

VAL-No. 6 株を利用して生産された L-バリン



VAL-No. 6株を利用して生産されたL-バリン

1. 趣旨

「VAL-No. 6株を利用して生産されたL-バリン」については、令和7年4月16日付けで味の素株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Escherichia coli* K-12株由来の突然変異株を宿主とし、*E. coli* K-12株由来のL-バリン生合成経路に関与する目的遺伝子の導入等を行ったVAL-No. 6株を利用して生産されたL-バリンである。

3. 利用目的及び利用方法

本品目は、栄養補給を目的とするスポーツ栄養食品、飲料及び調味料等に用いられる。用途及び使用形態は従来のL-バリンと相違はない。

4. 備考

申請者は、宿主に挿入されたDNAが*E. coli* K-12株に由来すること等が文献的に示されていることから、自然界における遺伝子交換により、VAL-No. 6株と同等の遺伝子構成を持つ微生物が自然界に存在し得るとしている。

そのため、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）第2の規定に基づき、本品目については、食品健康影響評価の対象に含まれないものとしている。